

個別占用案件のカルテ（中間報告）

【中間報告案件】

- 猪名川緑地（池田市）
- 第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）
- 伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

個別占用案件のカルテ（中間報告）

猪名川緑地（池田市）

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50~10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	<p>園路 45m、児童遊園地 1 箇所、子供遊戯場 1 箇所、芝生自由広場 1 箇所 少年野球場 2 箇所、一般野球場 3 箇所、ソフトボール場 3 箇所、サッカー場 1 箇所、 多目的広場 2 箇所 便所 7 基、ベンチ 90 脚、階段 9 箇所、管理施設 1 式、広域避難地看板 2 基、道路反射鏡 1 基</p>		
占用面積	130,269.34 m ²	付帯施設等	移動式便所 サッカーゴール タグアウト バックネット フールホール ベンチ 遊具施設
許可の経緯	<p><当初許可> 昭和 41 年 3 月 31 日 <前回更新許可> 平成 21 年 5 月 27 日 <許可期限> 平成 24 年 3 月 31 日</p>	利用者数	<p>平成 18 年度 122,340 人 平成 19 年度 159,320 人 平成 20 年度 152,740 人 平成 21 年度 151,350 人 平成 22 年度 148,960 人</p>
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地	団体数	
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤外地においては、河川側は占用区域との間に河川敷内通路があるが雑草が茂った状態となっており、上流側、下流側ともに草むらと河川敷内通路が続いている。 ・ 右岸側の堤外地には、川西市が管理する都市公園である東久代公園が隣接している。 ・ 隣接する堤内地は、上流側は第 1 種中高層住居専用地域、中央は工業地域、準工業地域、下流側は第 1 種住宅地域、第 2 種住宅地域及び第 1 種中高層住居専用地域となっており、民家のほか、ダイハツ工業の池田工場やゴミ焼却場、阪神高速道路等が隣接している。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<p>北部大阪都市計画緑地第 204-2 号猪名川緑地 公園種別 運動公園 当初計画決定年 昭和 44 年 計画区域面積 25.6ha 池田市地域防災計画 広域避難地 池田市総合計画 市街地の貴重なオープンスペースであり、水辺環境の保全を図り、緑と清流に囲まれた運動公園として整備・充実を図る。</p>		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地における交通量の増加及び住宅の密集化等が急速に進んだことにより自然環境に恵まれた憩いの場の設置を要望する声が高まったことを受け、当該地を昭和 41 年 3 月に市民野球場として整備。昭和 44 年以降、市民の健全なレクリエーションの場とすべく、都市計画緑地として継続的に事業を進め、現在、都市計画緑地計画区域 25.6ha の内 23.6ha を開設し、野球場・ソフトボール場・サッカー場・多目的広場等を設置し、市民の体力向上とスポーツ振興と憩いの場として市民の利用に供している。 ・ 近年の冠水実績としては、平成 21 年に冠水し、南多目的広場の一部約 4,000 m² の広場復旧を 2,625,000 円にて年度内に実施。また、今年度においても南多目的広場において二度冠水をしているが、同様に年度内に復旧工事を行うことを予定している。 		

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50～10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性)		
	<ul style="list-style-type: none"> 類似する施設として、五月山体育館（約 1.8km）や夫婦池テニスコート（約 1.5km）を設置しているが、猪名川緑地と同様に屋外スポーツを行える施設は土地の確保が困難であり、設置は難しい。 		
管理状況	(必要性)		
	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けた当初と変わらず、現在も市民の健全なレクリエーションの場、青少年のスポーツ活動の場としてのニーズが非常に高い。 総合計画や地域防災計画の中でも、市街地の貴重なオープンスペースとして、緑と清流に囲まれた運動公園、災害時の広域避難地として位置付けており、恒久的な占有を行っていききたいと考える。 		
利用状況	(施設管理)		
	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者として池田市公共施設管理公社を指定。（期間：平成 21 年度から 5 ヶ年） 公園管理事務所に職員が常駐し運動施設及び利用者の管理を行っている。 運動施設の利用方法は、池田市都市公園運動施設条例及び施行規則に定めている。 利用者に対しては使用許可の際に「利用の手引き」により利用上の注意を行うとともに、巡回パトロールを行い、違反者に対して注意、指導を行っている。 		
	(不法占用)		
利用状況	不法占有は発生していない。		
	(維持管理計画)		
	(利用者・利用ルール)		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 池田市教育委員会が認める社会体育団体は年間を通じて大会等の利用調整を行っている。 スポーツ施設情報システム（名称「オーパス」）により利用予約、抽選を行い、一般利用について公平性を確保している。（前月 1～11 日予約期間、12 日抽選、13～19 日利用申請期間、20 日以降随時先着受付。） 		
	(駐車場)		
環境保全に向けて申請者の取り組み	場内地において、隣接する阪神高速道路の高架下に収容台数 105 台の駐車場を設置しているが、土日祝は駐車場が満車状態であるため、近接するダイハツ工業の職員専用駐車場を臨時的に借用している。		
	(環境への配慮)		
環境保全に向けて申請者の取り組み	指定管理者にて週 2 回（月曜、金曜）河川敷内のゴミ回収を行っている。 また、市の呼びかけに応じ、地元自治会、子ども会、老人会が年 2 回ボランティア清掃を実施している。 グラウンド等の除草を行う際、グラウンド外については除草回数を減らし、自然環境に対し配慮している。		
	(環境意識の啓発)		
安全への配慮	飛来する水鳥について自然観察インストラクターがわかりやすく解説する観察会を実施し、環境意識の啓発を図っている。		
	河川冠水時対策として、工作物の点検整備と施設撤去訓練を年 1 回を実施している。		

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50～10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占有内容			変更後の占有内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所の範囲図			管理体制	
占有内容変更による河川環境への影響				
占有内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50~10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が砂・砂礫・礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシなどの大型抽水植物、アカメヤナギ・カワヤナギなどのヤナギ類が繁茂している。 占用地の前面水域は堰による湛水域が多いが、堰の直下等に早瀬も見られる。 占用地前面には礫質の河原やワンドが見られる。 久代北台井堰の下流には中州が形成されており、中洲にはツルヨシ群落やヤナギ林、砂礫質の河原等が見られる。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、モツゴ、ニゴイ、カワヨシノボリなどの魚類、テナガエビ、モクズガニ、ヌマエビなどの甲殻類、コガタシマトビケラ、ミットゲマダラカゲロウなどの水生昆虫類が確認されている。 占用地付近ではヌマガエルなどの両生類、カナヘビなどの爬虫類、アブラコウモリなどのほ乳類が確認されている。 占用地付近ではヨシ原などの高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミ、セッカ、水域で採餌するカワセミ、チュウサギ、冬季にやぶ等に渡来するアオジ等が確認されている。 占用地付近では河原を利用するイソシギ、コチドリ等が確認されている。 占用地は主にグラウンドになっており、シバ群落、花壇、トベラなどの低木植栽が見られる。 占用地のシバ群落には外来種のメリケントキンソウが見られる。 堤防にはシバ群落や外来種のネズミホソムギ群落等が見られる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の川岸沿いや中州に広がるツルヨシなどの大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ、セッカ等の生息地となっている。 砂礫・礫質の河原はイソシギ、コチドリなどの鳥類の利用地となっている。 ワンドはギンブナ、モツゴなどの魚類やカエル類、水生昆虫類、甲殻類等の生息地となっている可能性が高い。 川岸沿いや中州に見られるヤナギ林や占用地と水際の間に見られる樹木はアオジ、カワセミなどの鳥類の利用地となっている可能性が高い。 早瀬は水生昆虫類やカワヨシノボリなどの魚類の生息地となっている可能性が高い
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約 15m~50m 水際にはツルヨシなどの大型抽水植物やアカメヤナギ、カワヤナギなどのヤナギ類が確認される。 占用地からツルヨシ群落やヤナギ林、水域までの間にはオギ、セイタカヨシなどの大型陸生草本群落、クズなどのつる植物群落、エノキなどの樹木、クワモドキ、ジャクチリソバなどの外来種が見られる。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約 4m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の川岸沿いや中州に広がるツルヨシなどの大型抽水植物群落は、オオヨシキリ、カヤネズミ、セッカなどの注目すべき種の生息地となっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地の間のオギ群落、セイタカヨシ群落、樹木等も緩衝帯として保全する。 河原はイソシギ、コチドリなどの鳥類の利用地となっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 ワンドはギンブナ、モツゴなどの魚類やカエル類、水生昆虫、甲殻類等の生息地となっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 川岸沿いや中州に見られるヤナギ林や占用地と水際の間に見られる樹木はアオジ、カワセミなどの鳥類の利用地となっている可能性が高いため、可能な限り保全する。

	<ul style="list-style-type: none">• 早瀬は水生昆虫やカワヨシノボリなどの魚類の生息地となっている可能性が高いため、可能な限り保全する。• 中洲はツルヨシ群落、ヤナギ林、砂礫質の河原、早瀬といった動植物にとって重要な環境を伴っているため、可能な限り保全する。• 占用地に生育する外来種のメリケンソウは果実のとげが利用者やペットの皮膚に刺さる等の害がある可能性があるため、可能な限り駆除する。• 外来種のクワモドキ、ネズミホソムギ、つる植物のクズ等は、在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引き起こしたりするため、可能な限り駆除する。• 利用範囲認知のために、占有範囲を看板、標識等により明示する。• 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占有区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。• 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。• 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。
--	--

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50～10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) グラウンド外の外来種対策として除草を実施し、生物多様性へ配慮をされたい。
- B) 花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい。
- C) 占用地周辺もクズが繁茂してもおり、その対応を検討いただきたい。
- D) 運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい。
- E) 環境への配慮では、清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい。
- F) 広範囲にグラウンド利用されており、自然環境への影響は少なくない。グラウンドとしての利用が少ない箇所（グラウンドの外野など）では、自然に配慮した利用についても検討いただきたい。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年（H24/4/1～H29/3/31）とした。
- ・従前の許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと」

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50～10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

写真

① 占用区域全景（下流端付近から上流を望む）



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

② 占用区域全景（9.6km 付近から下流を望む）



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50~10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

③ 占用区域全景（9.6km 付近から上流を望む）



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

④ 占用区域全景（上流端付近から下流を望む）



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50~10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

⑤利用の様子



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑥利用の様子



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑦利用の様子



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑧利用の様子



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑨看板 (占用標示板)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑩ゴミ箱と看板 (ゴルフ禁止)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑪可搬式トイレ



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑫花壇



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50~10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

⑬トベラ等植栽



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑭シバ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑮メリケンソウ (外来種)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑯堤防の植生



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑰ネズミホソムギ群落 (外来種群落)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑱久代北台井堰



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑲早瀬



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑳中洲



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8k+50～10.2k+50
----	-------	------	----	------	-----	----	--------------------

⑳ ワンド



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

㉑ 礫河原



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

㉒ ツルヨシ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

㉓ ヤナギ林



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

㉔ オギ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

㉕ クズ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

㉖ クワモドキ (外来種)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

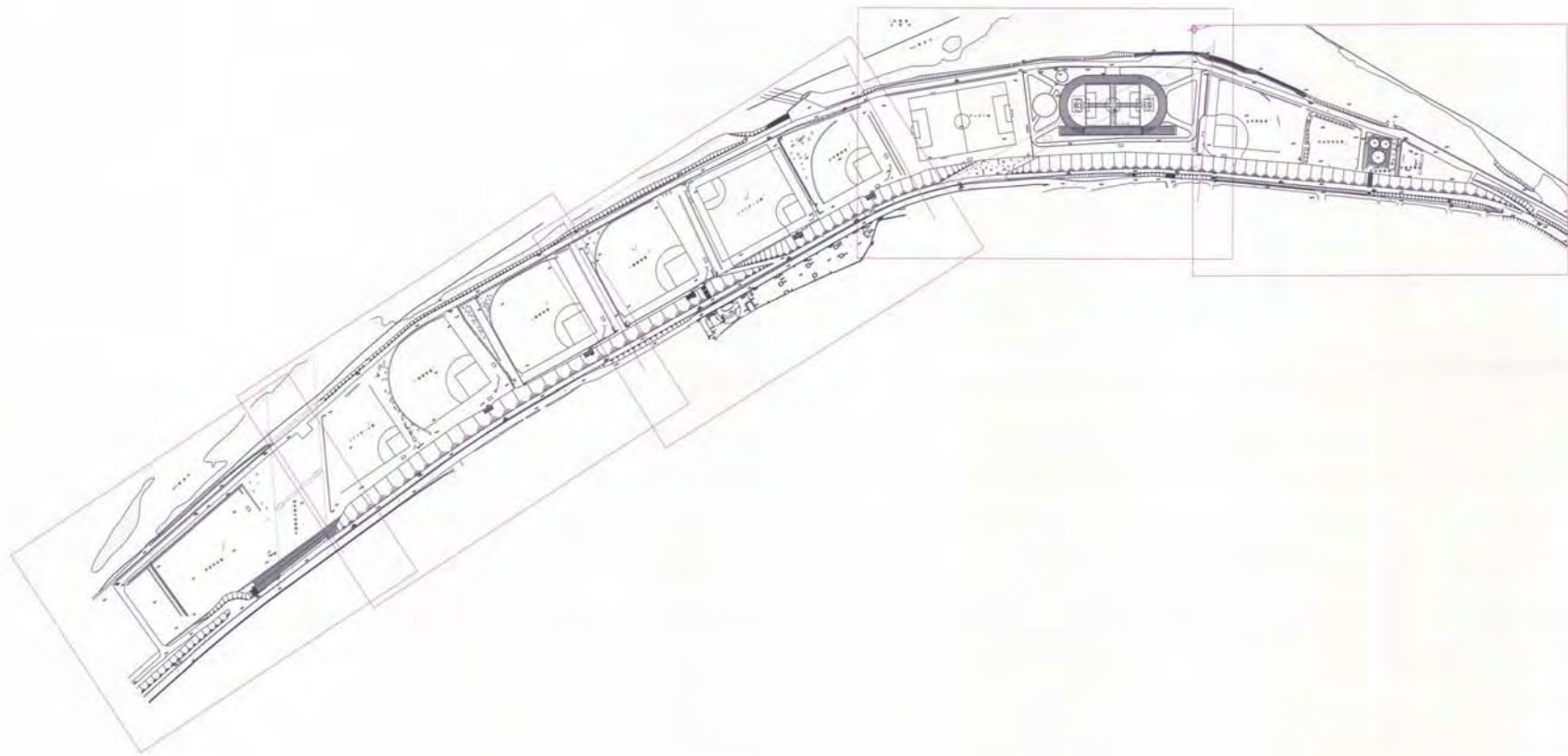
項目 (位置づけ)		細目 (整理番号)	内容	判定基準		申請者		河川管理者		委員会評価
生物多様性の保全・再生	環境への配慮 A	施設及びその周辺への配慮 A-1	施設及びその周辺の生物多様性が保全されているか	○ △ ×	保全されている どちらともいえない 保全されていない	○	清掃を定期的実施するとともに除草作業の時は周辺に配慮	△	除草作業時には外来種（主に植生）対策にもさらに取り組まれたい	グラウンド外の外来種対策として除草を実施されたい 周辺にはクズも繁茂しており、対策を実施されたい
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○ △ ×	連続性が確保されている どちらともいえない 分断している	△	グラウンド整備を行っている点をどのように捉えるべきか	△	グラウンド裸地以外の草地部分で辛うじて確保されている	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○ △ ×	配慮されている どちらともいえない 配慮されていない 該当する工作物がない	○	可搬式の工作物の設置に努めている	×	面積はごく小さいがブロック舗装等有り	
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等を施しているか	○	実績又は計画が妥当である	○	ゴミの持ち帰り、火気の使用禁止について、使用許可の際指導	×	環境保全の啓発看板はなし（左記内容はマナーの範囲内と思慮する）	
		河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○	実績又は計画が妥当である	○	自然観察会を実施	○	カルテ記事事項を確認した（審議資料2P11環境保全に向けて申請者の取り組み）	花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい 清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者	委員会評価
川の 利用と責任	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か ○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない	× 運動施設	△ 川(自然)とふれあうための いっそうの配慮をされたい	運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい
	利用者・利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか ○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない	○ 指定管理者より月毎に利用状況の報告有	○ 毎年利用者数の報告有り	
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか ○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない	○ 利用の手引き作成	○ カルテ記載事項を確認した (審議資料2 P11管理状況)	
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか ○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない	○ 利用の手引き等を配布 啓発看板設置	○ カルテ記載事項を確認した (審議資料2 P11管理状況)	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか ○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	○ 予約抽選システムを活用	○ カルテ記載事項を確認した (審議資料2 P11利用状況)	
		駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか ○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 一: 駐車場はない	○ 臨時駐車場を確保し、利用者団体へ車両管理を指導	—
	設置のための検討の有無 C-7		駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか ○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 一: 設置の要望や計画がない	—	—	

*委員会評価は意見が出た項目のみ記述

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等) ○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない	○ 条例規則に明記	○ カルテ記載事項を確認した (審議資料2 P11管理状況)	
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか ○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない	○ 指定管理者より事業計画書の提出有	○ 占有者にヒヤリング・グラウンドの管理については、公募により指定管理者を決定し、管理を実施 ・平成26年4月1日からの管理も指定管理者を公募の上、決定することを計画 ・指定管理者が行う維持管理内容を確認した	
	不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか ○:適正管理されている ×:不法占有の実態がある	○ 指定管理者により巡回パトロール実施	○ 現地の状況から適正に管理されている	

*委員会評価は意見が出た項目のみ記述



公園名	第204-2号 徳名川緑地
図面番号	2
図面名称	全体図
縮尺	1:2500
作成日	平成21年3月

取り組み状況報告書 猪名川緑地（池田市）

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
A) グラウンド外の外来種対策として除草を実施し、生物多様性へ配慮されたい。	外来種を見つけ次第、除草を行う等の方法により、可能な限り自然環境に配慮しながら、除草作業を実施しております。	
B) 花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい。	陸上競技場とサッカー場の間に花壇があり、ほぼ在来種の種を蒔いております。	
C) 占用地周辺もクズが繁茂してもおり、その対応を検討いただきたい。	占用区域外のクズについては、占用区域内に越境してきたものを中心に、出来る範囲で除草を実施しております。	
D) 運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい。	“池田市緑のセンター”が自然観察の場として、水鳥の観察を実施したり、近隣の小学校が水生生物調査を行う等の校外学習を行っております。	
E) 環境への配慮では、清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい。	市内小学校の環境学習、環境教育の場として位置付けております。	
F) 広範囲にグラウンド利用されており、自然環境への影響は少なくない。グラウンドとしての利用が少ない箇所（グラウンドの外野など）では、自然に配慮した利用についても検討いただきたい。	市内小学校の環境学習、環境教育の場として利用しております。	

個別占用案件のカルテ（中間報告）

第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0k
----	-------	------	----	------	-----	----	---------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	園路：自転車道 幅員 3.0m 延長 501.0m 進入路 幅員 4.0m 延長 55.0m 広場：芝生広場 8,520 m ²		
占用面積	10,243.64 m ²	付帯施設等	特になし
許可の経緯	<当初許可>昭和52年8月26日 <前回更新許可>平成21年6月19日 <許可期限>平成24年6月30日	利用者数 ・ 団体数	自由利用のため、利用者数は把握しておりません。また、団体利用申請もございません。
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は都市緑地の猪名川河川敷緑地として位置付けられており、堤防上の県道伊丹池田線を挟んだ隣接する堤内地は、自動車工場の敷地となっております。 ・ 上流側は池田市域であり、下流側には国道 171 号の軍行橋と接しています。 ・ 占用区域と河川側との間は河川敷内通路があり、河川側には若干の河川植生が残っています。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画では、河川、水路、池、緑地、ビオトープなどについて、そのネットワーク化を推進するとともに、多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と維持管理に努めるとしている。 ・ みどりの基本計画では、自然環境との共生、また生物多様性の保全を目指して、昆陽池公園や伊丹緑地、猪名川等を生態系ネットワークの骨格として位置付けている。 ・ また、猪名川・武庫川の両河川は貴重な潤いあるみどりのオープンスペースであり、かつ生き物の生息環境となっている都市施設緑地として位置付け、生物多様性保全に配慮し、維持・継承するとしている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草地の自由広場として整備したが、長年、池田市の少年野球チームの不法占用で野球練習場と化していた。現状復旧に向けて、池田市の協力を得て、相手方と話し合いを求めたが、相手が応じず、平成23年1月に強制排除し、芝生の復旧、チガヤの植付けを行い、ロープ柵による養生で元の草地として回復しつつある。 		

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0k
----	-------	------	----	------	-----	----	---------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。		
	(必要性) 整備当初の緑のマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) 管理主体は伊丹市である。自由広場と位置づけて多くの方に利用していただくことを目的としているが、ゴルフ・野球・サッカー他、他人のめいわくとなる行為は禁止している。		
	(不法占用) 現在、不法占用物は存在しない。巡回等でそのような物が発見された場合は、張り紙等で所有者に撤去を求めるとともに、一定期間(1ヶ月を基準)を過ぎても放置されている場合は公園管理者の権限で撤去処分若しくは一時保管を行う。		
	(維持管理計画)		
利用状況	(利用者・利用ルール) これまでの池田市の少年野球チームの不法占用以外に独占的な利用報告はなく、元来の目的で草地の自由広場として利用されている。		
	(駐車場) 現在、駐車場はない。一部の利用者からは設置要望があるが、現状の利用や維持管理の観点からはその必要性はないと考えている。		
前回審議の 意見		前回審議 意見の対応	
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 公園管理者によって、年2回(6月及び11月頃)の除草作業を実施している。		
	(環境意識の啓発) 毎年7月に河川一斉清掃の一環として、ゴミ集めを行政・地域住民等が共同で実施し、環境美化の意識高揚に取り組んでいる。 チガヤ植栽など河川自然植生の回復にも努めているところである。		
安全への配 慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0k
----	-------	------	----	------	-----	----	---------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容		⇒	変更後の 占用内容	施設の追加設置
変更要望の内容	ベンチ6基を広場内に追加設置する。 ベンチについては、他の箇所でも河川管理者所有されているものを公園管理者で移設して利用する予定。			
内容変更の必要性	以前、池田市の少年野球チームの不法占用で野球練習場と化していた経緯があり、23年1月に強制排除し、現状復旧に向け、芝生の復旧・チガヤの植付けを行い、草地として回復しつつある。本来の広場として、管理していく上では野球対策は必要不可欠である考え、広場としての利用の支障がなく、利用者に配慮したものとしてベンチが適当であると判断したものである。			
変更の規模	占用面積上の変更はない。規模としては、W1.8×0.5×6基=5.4m ²			
変更場所の範囲図		管理体制	基本的に管理体制の変更はないと考えている。ベンチとしての機能保全のため、必要な管理は占有者で行う。	
占用内容変更による河川環境への影響	占用内容の変更による河川環境への影響はないと考えている。			
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み	これまでと同様に環境保全に向けた取り組みを継続的に実施する。			
その他特記事項				

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0k
----	-------	------	----	------	-----	----	---------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシやヤナギ類などが生育している。 占用地前面には礫質の中州や早瀬が見られる。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、タモロコ、ギギ、メダカ、カワヨシノボリなどの魚類、モノアラガイなどの貝類、スジエビ、モクズガニなどの甲殻類、コガタシマトビケラ、ミツトゲマダラカゲロウなどの水生昆虫類が確認されている。 占用地付近ではヌマガエルなどの両生類、ニホンイシガメ、カナヘビなどの爬虫類、アブラコウモリなどのほ乳類が確認されている。 占用地付近ではヨシ原などの高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミ、セッカ、冬季にやぶ等に渡来するアオジ等が確認されている。 占用地付近では河原を利用するイソシギ等が確認されている。 占用地にはシバ群落、外来種のネズミホソムギ群落等が見られる。 占用地のシバ群落には外来種のメリケントキンソウが見られる。 堤防にはチガヤ群落、外来種のネズミホソムギ群落等が見られる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の川岸沿いに分布するツルヨシ群落やオギ群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ、セッカ等の生息地となっている可能性がある。 水際のヤナギ類はアオジなどの鳥類の利用地となっている可能性がある。 礫質の中州はイソシギなどの鳥類の利用地となっている可能性がある。 早瀬は水生昆虫類や魚類の生息地となっている可能性が高い。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約 15m 水際にはツルヨシや、オギ、ヤナギ類等が確認される。 水際にはコンクリートブロックの根固めが設置されている。コンクリートの低水護岸と根固めの間にツルヨシやヤナギ類が生育しており、ツルヨシ群落の幅は約 5m 程度とやや狭い。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約 3m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の川岸沿いに分布するツルヨシ群落やオギ群落は、オオヨシキリ、カヤネズミ、セッカなどの注目すべき種の生息地となっている可能性があるため、可能な限り保全する。 水際のヤナギ類はアオジなどの鳥類の利用地となっている可能性があるため、可能な限り保全する。 礫質の中州はイソシギなどの鳥類の利用地となっている可能性があるため、可能な限り保全する。 早瀬は水生昆虫類や魚類の生息地となっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 占用地に生育する外来種のメリケントキンソウは果実のとげが利用者やペットの皮膚に刺さるなどの害がある可能性があるため、可能な限り駆除する。 外来種のネズミホソムギ等は在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引き起こしたりするため、可能な限り駆除する。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0k
----	-------	------	----	------	-----	----	---------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 高水敷の利用として望ましく、非常に高く評価できる。
- B) ベンチの配置計画の検討には、市民が参画することが望ましい。
- C) ベンチ設置の代替案として、花壇を設けてカワラナデシコやカワラマツバなどの川らしい植物での植栽も考えられる。
- D) 踏み分け道程度の探索路の整備などによる自然観察の場としての活用についても検討されたい。
- E) 高水敷にある川とふれ合うための施設として利用されたい。護岸の整備等河川管理者でないとできないことは、河川管理者に要望していくべきである。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・ 更新を許可した。
(許可期間：H24/3/22～H29/2/28)
- ・ 従前の許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと」

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0k
----	-------	------	----	------	-----	----	---------

① 占用区域全景（下流端付近から上流を望む）



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

② 占用区域全景（上流端付近から下流を望む）



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0k
----	-------	------	----	------	-----	----	---------

③看板 (利用マナー)



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

④看板 (ゴルフ等禁止)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑤看板 (工事のお知らせ)



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑥シバ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑦ネズミホソムギ群落 (外来種群落)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑧メリケントキンソウ (外来種)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑨皮膚にささったメリケントキンソウ果実



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑩堤防の植生



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0k
----	-------	------	----	------	-----	----	---------

⑪チガヤ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑫早瀬



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑬礫河原



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑭占用地と水際との植生



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑮根固め



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑯ツルヨシ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑰オギ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑱ヤナギ類



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者	委員会評価
生物多様性の保全・再生	環境への配慮 A	施設及びその周辺への配慮 A-1	施設及びその周辺の生物多様性が保全されているか ○:保全されている △:どちらともいえない ×:保全されていない	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている ○	外来種(主に植生)対策に取り組まれたい △	高水敷の利用として望ましく、非常に高く評価できる
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか ○:連続性が確保されている △:どちらともいえない ×:分断されている	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている ○	大部分が草地となっており、連続性が確保されている ○	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか ○:配慮されている △:どちらともいえない ×:配慮されていない —:該当する工作物がない	草地広場に舗装路が存在するが、幅員3m、粗粒度アスファルト使用している ○	舗装自体の是非や構造変更について再検討された △	ベンチの配置等について市民参画などの工夫が必要、花壇での代替等についても検討された い
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか ○:実績又は計画が妥当である △:実績又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない	適宜注意看板等を設置している ○	記載内容が妥当でない(環境保全というより利用マナー向上に関する啓発) ×	
		河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか ○:実績又は計画が妥当である △:実績又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない	河川高水敷の草地広場として、自然環境保全に取り組んでいる ○	カルテ記載事項を確認した(審議資料2 P27環境保全に向けて申請者の取り組み) ○	

*委員会評価は意見が出た項目のみ記述

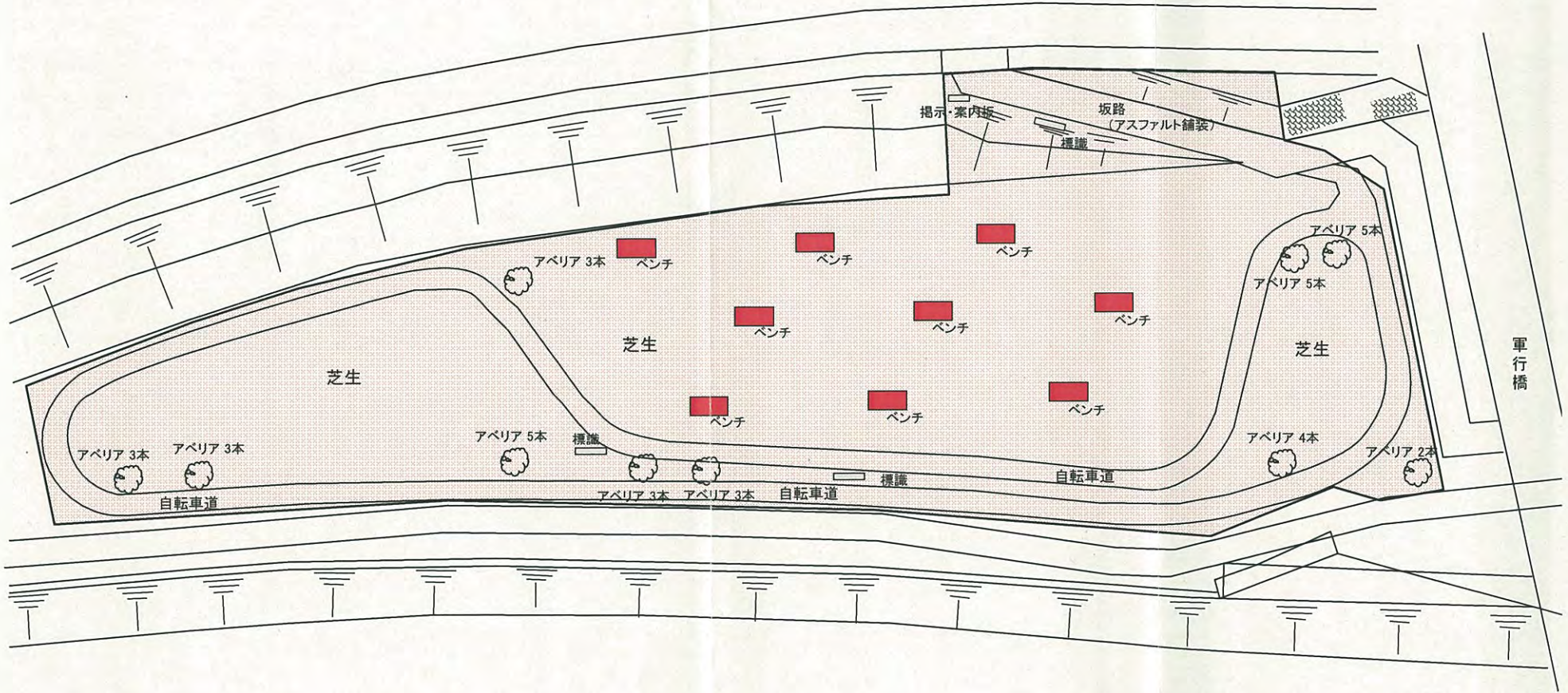
項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者	委員会評価	
川の 利用と 責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1 利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	× 河川の 高水敷の 草地であ る	○ 川(自然)と ふれあう施 設であり、 十分な活用 を図られたい	川とふれあう施設として利用されたい 探索路などを設けると、自然観察の場として活用できる	
	利用者・利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	× 自由利用であり、把握はしていない	利用者数を把握できるような施設ではない	
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○ 注意看板を設置している	○ 現地にて看板設置は確認した	
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	△ 適宜、注意看板を設置している	○ 現地にて看板設置は確認した	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○ 独占的な利用はない	○ カルテ記載事項を確認した (審議資料2 P27利用状況)	
		駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないように、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 —:駐車場はない	— 駐車場はない	—
	設置のための検討の有無 C-7		駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 —:設置の要望や計画がない	— 駐車場の計画がない	—	

*委員会評価は意見が出た項目のみ記述

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等) ○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない	× 適宜巡回はしている	○ カルテ記載事項を確認した (審議資料2 P27管理状況)	
	施設管理	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか ○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない	○ 施設は適正に管理されている	○ 占有者にヒヤリング ・河川敷草地の自由広場として利用できるよう定期的に巡回。不法占有や不法投棄等がないように監視 ・除草は現行の年2回を実施予定。利用状況を見ながら、除草方法、範囲や回数等については今後検討していく	
	不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか ○:適正管理されている ×:不法占有の実態がある	○ 現在、不法占有物件はない	○ 現地の状況から適正管理されている	

*委員会評価は意見が出た項目のみ記述

平面図



■ 占用区域

施設名	数量	単位	備考
自転車道	1503	m	
進入路	220	m	
アベリア	36	本	
芝生	8520	m ²	
標示・案内板	1	基	
標識(危険防止立て札)	3	基	
ベンチ	9	基	新規

取り組み状況報告書 第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
高水敷の利用として望ましく、非常に高く評価できる。	引き続き、高水敷における自然な草地とした管理に努めていきたい。	
ベンチの配置計画の検討には、市民が参画することが望ましい。	平成23年度のベンチ設置については、少年野球チームの不法占拠の阻止が目的であったため、市で配置を決定した。 今後新たにベンチを設置する場合には市民参画についても検討したい。	
ベンチ設置の代替案として、花壇を設けてカワラナデシコやカワラマツバなどの川らしい植物での植栽も考えられる。	植栽については現段階では設置予定はないが、設置する場合にはベンチと同様に市民参画協働の取り組みが不可欠だと考えている。	
踏み分け道程度の探索路の整備などによる自然観察の場としての活用についても検討されたい。	自然観察の場としての活用については、市の管理が及ぶ範囲で検討をしていきたい。	
高水敷にある川とふれ合うための施設として利用されたい。護岸の整備等河川管理者でないといけないことは、河川管理者に要望していくべきである。	現状でも川とふれ合える場所だと思うが、利用者の安全性を考慮した護岸整備等は河川管理者の判断によるものと考えている。	

個別占用案件のカルテ（中間報告）

伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55～7.80 k +36
----	-------	------	----	------	-----	----	------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図	 <p>Yahoo!地図</p>	現況写真	 <p>下流側からの全景</p>  <p>上流側からの全景</p>
現在の利用形態	テニスコート2面		
占用面積	2, 314. 84㎡	付帯施設等	ネットポスト2組、防球ネットポスト10組、ベンチ2脚、道具箱1台 以上可搬式。
許可の経緯	<当初許可> 昭和56年3月5日 <前回更新許可>平成21年3月6日 <許可期限> 平成24年3月31日	利用者数・団体数	平成18年度 5,313人 平成19年度 2,957人 平成20年度 3,202人 平成21年度 4,928人 平成22年度 3,420人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・ 占用地と河川側との間は、雑草が茂っている状態である。 ・ 上流側（北部）は軍行橋に隣接しており、橋の上流側は猪名川第1・第2運動公園として河川敷を占有している。 ・ 下流側は、緑地として樹木等が生い茂っている。 ・ 隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、大型店舗がある。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成（公園緑地の整備）する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・ みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・ 地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年3月5日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として地域のテニス愛好者が利用している。 ・ 近年では平成16年に冠水した。本市のスポーツ施設のひとつと位置づけられており、市民から早期の回復要望があり同年度内に復旧した。 		

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55～7.80k+36
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状


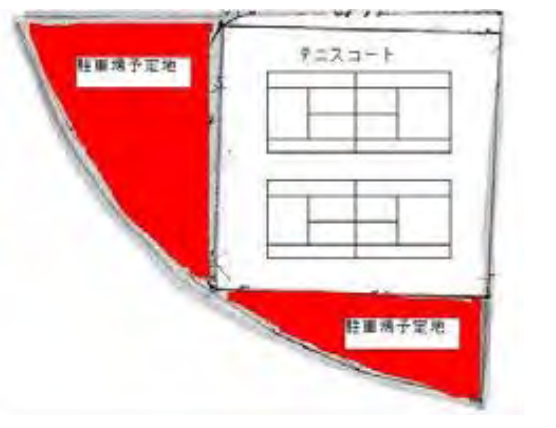
(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 既に市街地の概成された本市では、河川敷の運動施設の代替となる施設を設置することはできない。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。そのような状況の中、猪名川河川敷をテニス等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、市民から寄せられていた。これを受け、昭和56年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m ² 。当運動公園を含む河川敷占用面積は、57,477 m ² と全体の約 66.9%となっている。) 市民のスポーツ活動も盛んになっており、当公園も市内でテニスを楽しむ貴重な場として活用している。河川敷緑地について「みどりの基本計画」に定めたとおり、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。		
管理状況	(施設管理) ・昭和56年の設置時より、当テニスコートの利用者で組織している猪名川テニスコート利用調整会議により利用者調整、施設整備等を行っている。 ・利用団体により、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。 ・例年6月に利用団体による剪定、除草作業を実施している。		
	(不法占用) ・占用地の利用は、毎月スケジュール調整を行っている。毎週利用しているため、不法占用があれば、直ちに対応する。		
	(維持管理計画)		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・使用する者は、利用調整会議に参加し利用することとしている。 ・土日祝は、ほぼ終日利用している。 ・平日利用割合は、2割程度である。しかし、近隣中学校の部活動(テニス)として利用することもある。		
	(駐車場) ・6台(隣接する第1・第2運動広場と共用。)		
前回審議の 意見	・目的に駐車場を追加することについて、占用期間の更新時に改めて審議する。 ・スポーツ以外の河川に親しむ事業を考慮すること。	前回審議 意見の対応	・ホテル見学会 ・猪名川河川敷ゴミ拾い活動(利用者、スタッフの参加イベント) ・猪名川レンジャー活動参加 ※猪名川河川敷運動広場全体の事業として実施
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) ・使用者が終了時に、ブラッシング等の整備を実施している。 ・毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 ・毎年、利用団体による剪定、除草作業を実施している		
	(環境意識の啓発) ・使用者が終了時に、ブラッシング等の整備を実施している。 ・毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 ・毎年、利用団体による剪定、除草作業を実施している		
安全への配 慮	・河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は稼働式にしており、年一回、撤去訓練を実施している。 ・軍行橋付近の水位が2m50cmを越えた場合に、設置物を撤去している。		

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55～7.80k+36
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容	公園		変更後の 占用内容	公園及び駐車場
変更要望の内容	<p>占用目的を公園としている占有範囲のうちテニスコートとしている部分以外を当テニスコート及び隣接する猪名川第1・第2運動広場の利用者に対する駐車場として利用したい</p>			
内容変更の必要性	<p>・猪名川河川敷占用地の「猪名川第1・第2運動広場」及び隣接する「伊丹市立猪名川テニスコート」において駐車場のスペースが少ないため、利用者から駐車場の設置を求める要望、周辺道路の利用者から迷惑駐車対策の要望が寄せられている。また、隣接する川西市の占用地に設置されている駐車場を利用することでトラブルが発生する状況になっている。しかし、施設周辺には、工場施設、大型店舗及び道路が整備されており本市においては、新たな駐車場を設置するのが難しい。このような状況の中、伊丹市立猪名川テニスコート内の占用地の一部を駐車場として利用したい。なお、猪名川第1・第2運動広場には占用地全てをグラウンドに利用しているため駐車場用地が確保できない。</p> <p>・平成23年3月市議会において、当該駐車場確保の実現に努力して欲しいとの要望あり</p>			
変更の規模	1,052.16㎡ (駐車台数 40台分を想定)			
変更場所の範囲図		管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵の管理として、出入り口の鍵を猪名川河川工事事務所から貸与されている鍵を伊丹市が借用し、その管理の元、指定管理者が行う。 ・駐車場として利用するための環境整備は市が行う。 ・指定管理者は施設管理者として鍵の施錠等を含む施設管理を行う。 ・各利用団体から駐車場管理責任者を置き、出入口及び駐車場内の管理を行う。 	
占用内容変更による河川環境への影響	<p>・予定地は、これまで遊休地とし年2回の除草作業を行っていた雑草地である。この土壌が自動車の乗り入れにより荒れることが想定される。国道171号(軍行橋)が隣接しているため、乗り入れによる排気ガスの影響は少ないと考える。</p>			
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>・駐車場の設置を機に、これまで野球、テニス中心の利用施設であったが、様々な種目のスポーツ、スポーツ以外のイベントを実施し、多くの市民が訪れるようにし、これまで河川敷に訪れることのなかった市民に対して、自然と触れあう機会を増やす。</p>			
その他特記事項				

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55～7.80k+36
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシが繁茂している。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、タモロコ、ギギ、メダカ、カワヨシノボリなどの魚類、モノアラガイなどの貝類、スジエビ、モクズガニなどの甲殻類、コガタシマトビケラ、ミットゲマダラカゲロウなどの水生昆虫類が確認されている。 占用地付近ではヌマガエルなどの両生類、ニホンイシガメ、カナヘビなどの爬虫類、アブラコウモリなどのほ乳類が確認されている。 占用地付近ではヨシ原などの高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミ、草地で繁殖するセッカ、冬季にやぶ等に渡来するアオジ等が確認されている。 占用地付近では河原を利用するイソシギ、イカルチドリ等が確認されている。 占用地にはテニスコートが2面あり、周囲にシャリンバイ等が植栽されているほか、外来種のネズミホソムギ群落、ヒメコバンソウ群落等が見られる。堤防は芝生となっている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の川岸沿いに分布するツルヨシ群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ、セッカ等の生息地となっている可能性がある。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約40m～50m 水際にはツルヨシ群落が確認される。 占用地とツルヨシ群落の間には外来種のネズミホソムギが繁茂しているほか、イタドリ群落、セイタカヨシ群落等が見られる。外来種のクワモドキも生育している。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約3m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の川岸沿いに分布するツルヨシ群落は、オオヨシキリ、カヤネズミ、セッカ等の注目すべき種の生息地となっている可能性があるため、可能な限り保全する。また、ツルヨシ群落と占用地の間の草地も緩衝帯として保全する。 外来種のクワモドキ、ネズミホソムギ等は、在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引き起こしたりするため、可能な限り駆除する。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55～7.80k+36
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 駐車場を設置した場合、軍行橋下など占用範囲をこえた無秩序な駐車等が懸念される。
- B) 河川の環境を学ぶ場としての利用という説明が弱く、現状のスポーツ利用の利便性を高めるだけの行為は望ましくない。
- C) 他の河川をみても無秩序な駐車がみられ、この計画は境界の明示が不十分ではないか。
- D) スポーツ利用以外の利用者の利便性等を高める管理計画とはなっていない。
- E) 現時点での管理計画では、適正な管理ができない虞があり、駐車場の設置を認めることは難しい。
- F) 適正な管理にあたっては、河川管理者は占用者と充分連携されたい。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・ 駐車場設置は認めることができないと判断した。
理由は次のとおり
環境に関する具体的な取り組みについて記載がなされていない。
区域外駐車（進入）を未然に防止する措置が不十分である。
利用者任せでは許可車以外の進入を防ぐことは困難である。
縦列駐車するという区画割りでは、利用者間のトラブル発生が懸念される。
- ・ 駐車場設置を除いた従前の利用形態については、占用許可期間の更新を許可した。
(許可期間：H24/4/1～H29/3/31)

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55～7.80k+36
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

① 占用区域全景（下流端付近から上流を望む）



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

② 占用区域全景（上流端付近から下流を望む）・利用の様子



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55～7.80 k +36
----	-------	------	----	------	-----	----	------------------------

③看板（占用標示板）



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

④看板（利用上の注意）



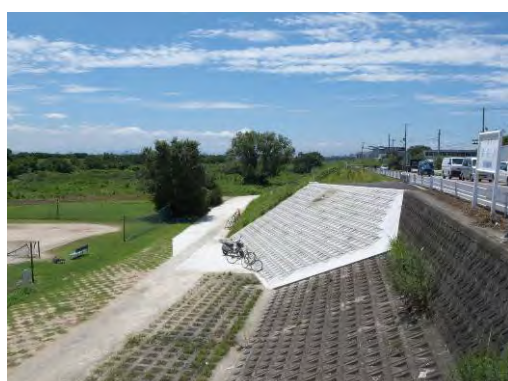
平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑤スロープ



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑥自転車の駐輪場所



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑦階段



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑧工具箱



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑨駐車場申請場所（上流側より）



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

⑩駐車場申請場所（下流側より）



平成 23 年 7 月 9 日 撮影

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55～7.80k+36
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

⑪ シャリンバイ等植栽



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑫ ヒメコバンソウ群落 (外来種群落)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑬ 堤防の芝生



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑭ 水際の植生



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑮ ツルヨシ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑯ 占用地と水際の中の植生



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑰ セイタカヨシ群落



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

⑱ ネズミホソムギ群落 (外来種群落)



平成 23 年 6 月 2 日 撮影

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.80k-55~7.80k+36
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

⑱クワモドキ (外来種)



平成23年6月2日 撮影

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者	委員会評価
生物多様性の保全・再生	生物多様性への配慮 A	施設及びその周辺への配慮 A-1	施設及びその周辺の生物多様性が保全されているか ○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○ 占用地周辺は自然のままである	△ 外来種(主に植生)対策に取り組まれたい	周辺地は外来種が繁茂しており非常に問題になっており、それをどうするのかを考えていただきたい。
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか ○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△ 占用地の一部は自然の形を残している	△ テニスコート裸地以外の草地部分で辛うじて確保されている	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか ○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	- 舗装等実施していない	- 該当工作物(舗装)なし	
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかかる ×: 特に実施していない	× テニスコート周辺には設置していない	× 実施なし	
		河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかかる ×: 特に実施していない	△ 河川敷運動グラウンド全体で取り組みを実施している	△ 妥当性を判断する材料に乏しい	前回審議意見への対応として、環境に対する取り組みを猪名川河川敷運動広場全体の事業として実施していることを記述しているが、第1、第2運動広場、テニスコートに関係していることを記述すべきである。

*委員会評価は意見が出た項目のみ記述

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者	委員会評価	
川の 利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない	× テニスコートであるため	× 運動施設のみである	
	利用者・利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない	○	○ 毎年利用者数の報告有り	
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない	○	○ カルテ記載事項を確認した (審議資料2 P41利用状況)	
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない	○	○ 現地にて看板設置は確認した	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	○	○ カルテ記載事項を確認した (審議資料2 P41利用状況)	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 一: 駐車場はない	○	—	現状の草地のまま駐車場として利用すると荒れ果てた状態となるので、駐車場とするなら一定整備をする方が良いと考える。	
	駐車場の設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 一: 設置の要望や計画がない	○	△ カルテ等からは具体的な検討内容が未定	昭和56年からグラウンド利用をはじめ、年間5,000人近くの利用者がどのように(堤内の)駐車場を利用しているのか把握をしているか。近隣の駐車場を利用して現在に至っている状況も認識しておくべきである。次回の審議までに管理体制、駐車範囲、周辺の自然環境への配慮、環境の利用の仕方等占有者には検討してほしい。これについて占有者と管理者でも協議していただきたい。	

*委員会評価は意見が出た項目のみ記述

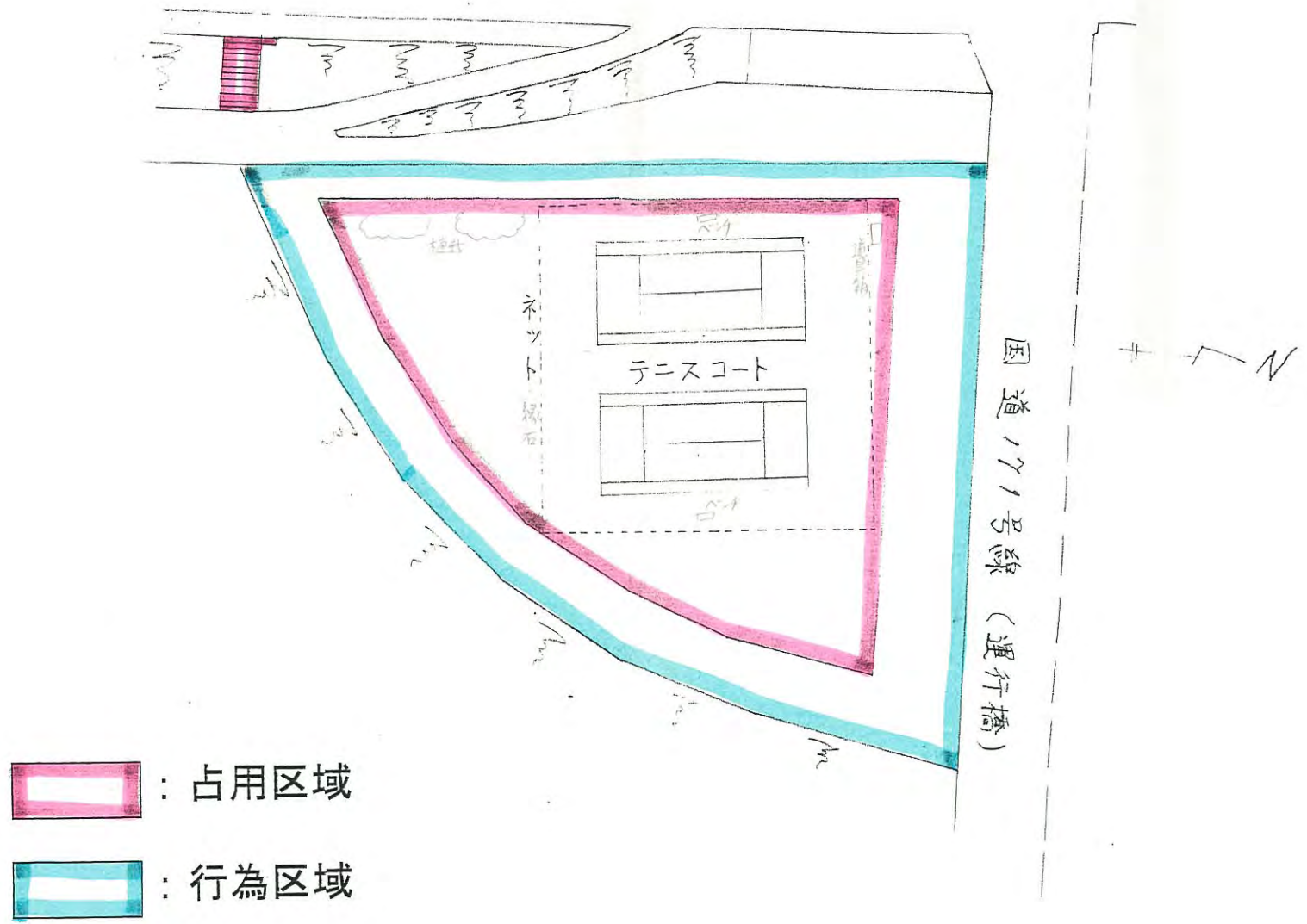
項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者	委員会評価
施設の維持管理 D	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない	○ 利用者による利用調整会議が主となり、近隣の同施設を管理している指定管理者が補助	○ カルテ他から確認した(審議資料2 P41管理状況)	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない	○ 利用者による利用調整会議が主となり、近隣の同施設を管理している指定管理者が補助	○ 占有者にヒヤリング ・施設使用者が使用后、常に清掃行う。合わせて、除草を実施する ・夏と秋に除草作業 ・河川冠水時設備撤去(訓練含)及び大型ゴミ撤去(週1回)を業者が実施	
	不法占用 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○:適正管理されている ×:不法占用の実態がある	○ 指定管理者が確認している	○ 現地の状況から適正管理されている	

*委員会評価は意見が出た項目のみ記述

河川管理者の条件		伊丹市の対応
分類	条件	
環境に関する事項	現在の利用形態に“環境に配慮した利用”を加え、そのためにも駐車場が必要との位置づけでなければならない。	伊丹市昆虫館を中心とする本市の環境体験学習として一般を対象とした「昆虫さがし」、市内小学校では「昆虫観察会」等を実施している。駐車場設置により、近接地だけではなく市内各地からの参加することが容易になるため、自然豊かな場所を有効に活用する事業をみどり公園課、学校教育担当部門等の関係部局との連携により実施し、より多くの市民参加を図る。
環境外に関する事項	入退場時の安全確保	安全面を考慮して、出入り口に面した道路の北方向からのみ入場し、南方向に退場することとする。 駐車場入場及び退場時は、出入り口に監視員を配置することとし、出入り口の安全を確保すると共に不要な自動車の入場を制限する。 監視員は、駐車場及び出入り口について、巡視による場内監視を行い必要に応じて施設管理者へ連絡する。
	許可区画外の通行及び駐車禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入り口から、駐車場まで原則として通路及び占用区域を利用する。 ・ 当該地は、芝生地となっている。駐車場用地は、テニスコート用ネットフェンス及び周辺雑草地で区別する。また、境が明確ではない部分についてはトラロープにより明示する。 ・ 駐車場管理者または施設管理者は長期駐車自動車および放置自動車を確認した場合は、直ちに関係部局と調整し場外移動を含め適切な処置を行う。 ・ 施設管理者は、リーフレット等を作成し、駐車場の利用に関する注意点として次の事項について告知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者への駐車場利用案内（場所、利用時間等） ・ 駐車場利用条件の提示（遵守事項、事故時の責任は当事者間で解決する等） ・ 許可区画外への通行、駐車禁止 ・ その他駐車場に関する情報
	車止めの鍵の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視員は、入場時に出入口の鍵を開け許可車両が全て入庫したのを確認したのちに施錠する。また、退場時に鍵を開け放置自動車が無いことを確認し施錠する。 ・ 施設管理者は、施設の重複利用を考慮し鍵を2個用意する。事前予約により監視員に対して利用日の当日に鍵を貸出し、監視員は使用後に返却する。 ・ 利用については、鍵の受け渡しを厳格に行い施設使用時以外には自動車が留まらないようにする。
	増水時の退避計画	施設管理者は、大雨等により河川敷が冠水する可能性がある場合（猪名川軍行橋水防警報のはん濫注意水位が3mであるため概ね水位が2m50cmとなったとき）は、駐車場の利用を禁止し、直ちに駐車車両を退場させるものとする。
	予定駐車台数算出の根拠	駐車台数が最も多いことが想定される利用は、運動施設を利用する野球関係者であることから、1チーム10台以内とし野球場2面を利用するため延べ4チーム分として最大40台とする。
	利用時間外の駐車禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場は、施設管理者の休日（原則火曜日）以外の施設管理者が必要と認めるときのみ開設する。駐車場の供用時間は、原則として運動施設の利用時間に準ずるものとする。運動施設以外の使用の場合も同様とするが、使用前に別途協議することとする。施設使用時間終了後の自動車の放置は、一切認めない。時間外については出入り口を施錠し、部外者が入場できないようにする。 ・ 監視員は、入場時に出入口の鍵を開け許可車両が全て入庫したのを確認したのちに施錠する。また、退場時に鍵を開け放置自動車が無いことを確認し施錠する。 ・ 駐車場管理者または施設管理者は長期駐車自動車および放置自動車を確認した場合は、直ちに関係部局と調整し場外移動を含め適切な処置を行う。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動広場利用者に環境に配慮する意識が醸成するよう環境体験学習、維持活動等への参加を要請する機会を増やす。 ・ 環境に配慮し、新たなコンクリート舗装は行わない ・ 低水敷の外來種除去を含めた除草を行い荒地とならないよう環境面に配慮する。 ・ 毎年度末の施設利用状況報告に駐車場利用に関する項目（環境体験学習と運動施設利用者それぞれ）を追加した事業報告書を猪名川河川事務所へ提出する。また、緊急に報告を要する件が発生した場合には、直ちに電話等で報告する。 ・ 駐車場の利用に関して、利用者、周辺住民等から苦情等があった場合は、適切に対応し、その内容を事業報告書にまとめて報告する。

猪名川テニスコート平面図

1/500



取り組み状況報告書 伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
A) 駐車場を設置した場合、軍行橋など占有範囲をこえた無秩序な駐車等が懸念される。	駐車場計画については、検討中。	
B) 河川環境を学ぶ場としての利用という説明が弱く、現状のスポーツ利用の利便性を高めるためだけの行為は望ましくない。		
C) 他の河川をみても無秩序な駐車がみられ、この計画は境界の明示が不十分ではないか。		
D) スポーツ利用以外の利用者の利便性を高める管理計画とはなっていない。		
E) 現時点での管理計画では、適正な管理ができないおそれがあり、駐車場の設置を認めることは難しい。		
F) 適正な管理にあたっては、河川管理者は占有者と充分連携されたい。		